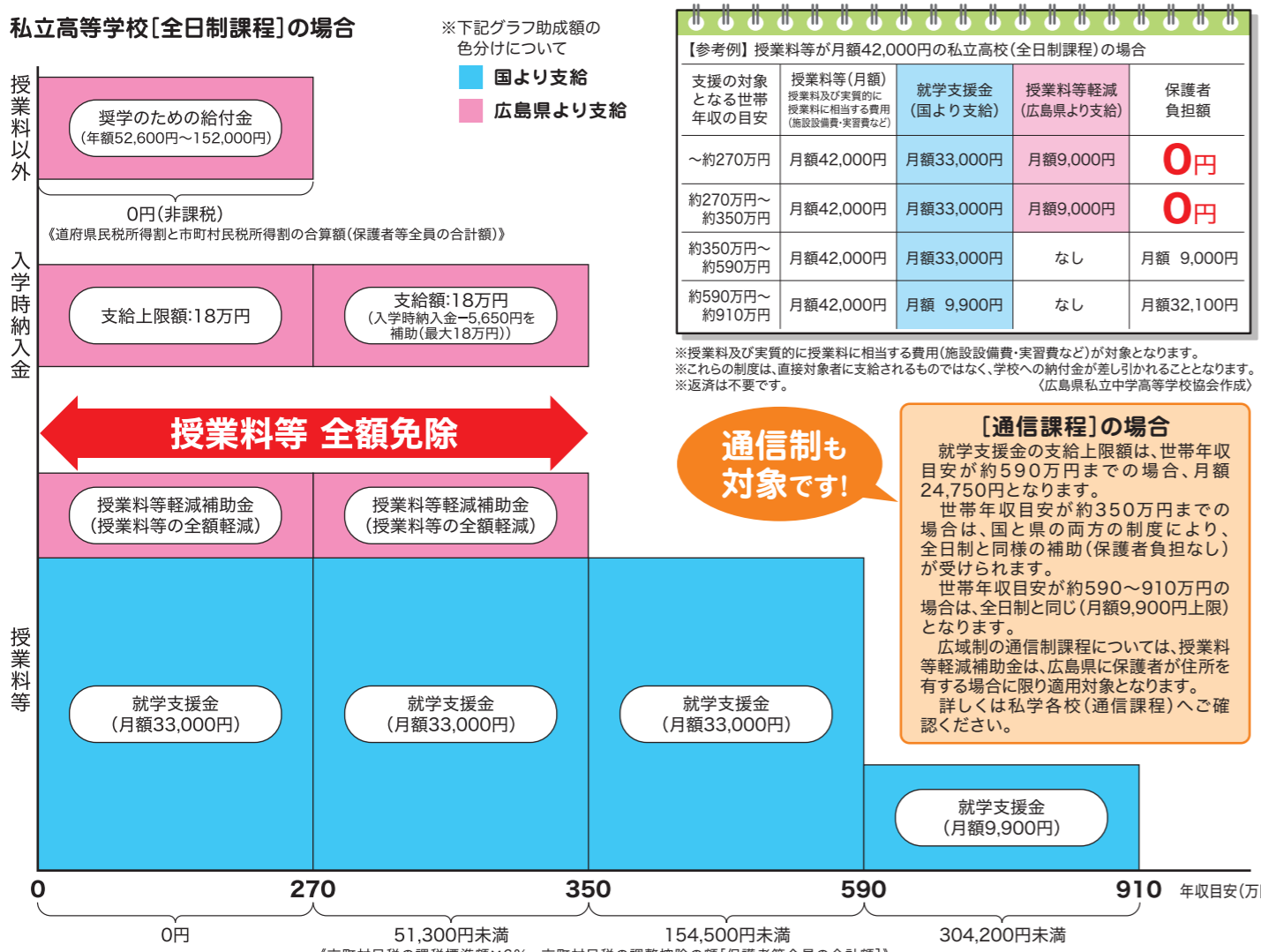


就学支援金・授業料等軽減制度

私立高等学校等の授業料等を軽減する制度があります。

私立高校がもっと身近になりました！

令和6年度 就学支援金・授業料等軽減・奨学のための給付金制度による助成額



- 広島県では、県内に在住で県内の私立高校等へ通う生徒がいる世帯における授業料や入学金、施設費等納付金の経済的負担を軽減するため、国の就学支援金に独自に上乗せして補助を行っています。
- 申請は学校の案内に従って行ってください。(入学決定後、各校から案内します。)

小・中学校への就学援助については、各学校へご確認ください。

【各制度の詳細を知りたい場合は】
 広島県のホームページをご覧ください。進学予定(希望)の学校または、広島県環境県民局学事課(修学支援担当)に直接お問い合わせください。
 【広島県のホームページ】
 就学支援金・授業料等軽減
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/jugyouryoukeigen.html>
 【広島県環境県民局学事課(修学支援担当)】
 電話番号(ダイヤルイン) 082-513-2755

- この内容は令和6年度のもので、翌年度以降に変更となる場合があります。
- 授業料以外の教育費を軽減する制度として、非課税世帯を対象とする奨学のための給付金(広島県の制度)があります。

授業料等

【就学支援金制度(国の制度)】

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。学校が、就学支援金を生徒本人に代わって受け取り、授業料から差し引きます。

対象校	対象となる判定基準 ^{※1}			支給上限額(月額)	【参考数値】 世帯年収目安 ^{※2}
私立高等学校(全日制課程・通信制課程) 私立専修学校(高等課程・一般課程[国家資格者養成施設指定校]) 私立各種学校(外国人学校[文部科学省指定校]・国家資格者養成施設指定校)	市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額 [保護者等全員の合計額]			33,000円 (通信制高校は24,750円)	～約590万円
対象世帯・支給額	154,500円未満			9,900円	約590万円 ～約910万円
	304,200円未満			対象外	約910万円～
	304,200円以上				

【授業料等軽減制度(広島県の制度)】^{※3}

就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料等を軽減する制度です。学校が、県の助成金を受け取り、授業料等から差し引きます。

対象校	【広島県内にある以下の学校】(本校が県内にあるもの) 私立高等学校(全日制課程・通信制課程 ^{※4})(株式会社立を除く) 私立専修学校(修業年限3年の高等課程) 私立各種学校(高等学校に類する課程を置くもの)			
対象世帯・軽減額	対象となる判定基準 ^{※1} 市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額[保護者等全員の合計額]	軽減額		【参考数値】 世帯年収目安 ^{※2}
		入学時納入金(対象:新入生)	授業料等 ^{※5} (対象:新入生, 在校生)	
	0円	180,000円(上限)	全額 ^{※5}	～約270万円
	51,300円未満	180,000円 ^{※6}	全額 ^{※5}	約270万円 ～約350万円

- ※1 支給の判定は、課税標準額などにより算出した額(保護者等全員の合計額)により行います。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。
- ※2 年収目安は、保護者のうちどちらか一方が働き、子供が2人(高校生1人(16歳以上), 中学生1人)いる世帯をモデルとした場合です。世帯構成等によって、年収目安と課税額は異なります。
- ※3 学校の所在する都道府県により制度が異なります。
- ※4 通信制課程(広域制)に在籍する生徒については、広島県内に保護者が住所を有する場合に限り適用対象となります。
- ※5 授業料及び施設整備費・実習費など実質的に授業料に相当する費用が助成対象です。(助成対象となる授業料等の軽減額の上限は、月額5万円です。)
- ※6 「入学時納入金-5,650円」が18万円に満たない場合は、その額を軽減額とします。(5,650円は負担していただきます。)また、「入学時納入金の額-5,650円」が18万円以上の場合は、18万円を軽減額とします。

よくある質問

Q1 手続きはいつどうすればいいの? **A1** 入学が決まってから大丈夫です。手続きの詳細は私立高等学校等から連絡があります。

Q2 所得の確認はどのようにして行われるの?
A2 広島県において、保護者の皆様から提出していただくマイナンバー等を利用して、最新の市町村民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除額の確認を行います。なお、マイナンバーカードをお持ちの保護者の方は、ご自身の課税標準額などをマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。

